

飯田市財務規則第118条の2の規定に基づく随意契約をする場合の手続要領

制定 平成30年1月19日

改正 平成30年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、飯田市が発注する物品の買入れ、借入れ又は役務の提供に係る契約において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約（以下「特定随意契約」という。）を実施するに当たり、飯田市財務規則（昭和56年飯田市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、特定随意契約の円滑な執行を図るための手続について、必要な事項を定めるものとする。

(発注見通しの公表)

第2条 特定随意契約の締結を予定している課等の長（以下「担当課長」という。）は、契約締結予定日のおおむね15日前までに、次の事項を別記様式に記載し、総務部財政課長（以下「財政課長」という。）に提出するものとする。

(1) 発注担当課名

(2) 契約締結内容

ア 物品又は役務の名称

イ 契約の内容（規格、仕様、数量等）

ウ 納入期限又は履行期間

(3) 契約の締結を予定する時期

(4) 契約の相手方の決定方法及び選定基準

2 規則第118条の2第1項の規定による公表に係る事務は、総務部財政課（以下「財政課」という。）において行うものとする。

3 前項の公表は、第1項各号に掲げる事項を飯田市ウェブサイトに掲載する方法により行うものとする。

4 担当課長は、同項の規定による提出の内容に追加、変更等があったときは、速やかに財政課長に報告するものとする。

(契約締結状況の公表)

第3条 担当課長は、特定随意契約を締結したときは、速やかに、次の事項を別記様式に記載し、財政課長へ提出するものとする。

(1) 契約締結年月日

(2) 契約の相手方

(3) 契約金額

(4) 契約の相手方の決定理由

2 規則第118条の2第2項の規定による公表に係る事務は、財政課において行うものとする。

3 前項の公表は、第1項各号に掲げる事項を飯田市ウェブサイトに掲載する方法により行うものとする。

(契約の相手方の選定基準)

第4条 規則第118条の2第1項第4号の選定基準は、別表に掲げるものとする。

(公表の期間)

第5条 規則第118条の2第1項及び第2項に規定する公表の期間は、公表の日から当該契約の履行開始日の属する年度の3月31日までとする。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、特定随意契約の手続に必要な事項は、別に定める。

別表（第4条関係）

物品の買入れ又は役務の提供の別	区分名	選定基準
物品の買入れ	区分1	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）であること。
	区分2	障害者総合支援法第5条第27項に規定する地域活動支援センター（以下「地域活動支援センター」という。）であること。
	区分3	障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設（以下「障害福祉サービス事業を行う施設」という。）であること。
	区分4	小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）であること。
	区分5	障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設又は小規模作業所に準ずる施設として市長の認定を受けたものであること。
	区分6	生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第10条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第2条第1項に規定する生活困窮者であること。
役務の提供	区分7	障害者支援施設であること。
	区分8	地域活動支援センターであること。
	区分9	障害福祉サービス事業を行う施設であること。
	区分10	小規模作業所であること。
	区分11	障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設又は小規模作業所に準ずる施設として市長の認定を受けたものであること。
	区分12	高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第41

	<p>条第1項に規定するシルバー人材センター連合又は同条第2項に規定するシルバー人材センターであること。</p>
区分13	<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であること。</p>
区分14	<p>認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であること。</p>

